

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市万代市民会館
所管部・課	中央区地域課
所在地	新潟市中央区東万代町9番1号
根拠法令	
設置条例	新潟市万代市民会館条例
施設概要	平成3年8月設置 敷地面積1,871.66㎡, 建設面積1,466.79㎡, 延床面積6,051.85㎡ 1階 児童センター, 総合事務室 2階 東新潟コミュニティセンター 3階 男女共同参画推進センター 4階 青年の家 5階 青年の家, 青少年育成センター 6階 多目的ホール ※この他に各階に研修室, 和室, 音楽練習室, 美術工芸室等があり, 一般利用として貸し出している。

施設 の 設置 目的
市民の自主的な活動を促進し, 市民生活の向上と地域の発展を図る。
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>万代市民会館は「児童センター」、「東新潟コミュニティセンター」、「男女共同参画推進センター」、「青年の家」、「青少年育成センター」からなる複合施設であり, 子どもから青少年, お年寄りまであらゆる人たちが利用します。</p> <p>このため, 利用者に対し「安心, 安全で快適な施設」を提供することを基本理念として, 親切, 丁寧, 迅速な対応により市民サービスの更なる向上を目指します。</p> <p>具体的には, 次のとおりです。</p> <p>(1) 安心, 安全な施設を維持するため, 法令を順守した施設の管理運営を行う。</p> <p>(2) 職員の資質向上を図るとともに, 利用者の意見, 要望, 苦情などに対し, 親切, 丁寧に対応し, 市民満足度の向上を図る。</p> <p>(3) 個人情報の保護を徹底するとともに, 守秘義務を順守する。</p> <p>(4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い, 経費節減に努める。</p>